

第21期第15回北海道内水面漁場管理委員会議事録

1 開催日時

令和5年7月26日（水曜日）14時00分

2 開催場所

札幌市中央区北3条西7丁目 第2水産ビル 5階 5F会議室

3 出席委員

副会長 福土國治、委員 鈴木和博、委員 中野信之、委員 小川勝士、
委員 佐々木昇、委員 渡邊哲也、委員 大井 昇、委員 牧野良彦、
委員 山口俊介、委員 杉若圭一、委員 井尻成保、委員 古谷直樹、
委員 松田有宏

（出席13名）

4 議事録署名委員

中野信之、渡邊哲也

5 事務局

事務局長 荒井弘志

6 臨席者

水産林務部水産局水産振興課	課長補佐（海洋環境変動対策）	高谷則幸
	主査（研究普及）	宮内英二
漁業管理課	課長	高橋研司
	サケマス・内水面担当課長	野田勝彦
	課長補佐（遊漁内水面）	岡村淳一
	遊漁内水面係長	小川元樹
	主査（内水面）	香内貴之
	遊漁内水面係 主事	大澤龍仁
地方独立行政法人北海道立総合研究機構さけます・内水面水産試験場		
	内水面資源部長	楠田 聡

7 議事事項

議案第1号 コイヘルペス病まん延防止に係る委員会指示について

議案第2号 内水面における共同漁業権の免許申請について（答申）

議案第3号 遊漁規則認可申請について（答申）

議案第4号 北海道内水面漁場管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の廃止及び個人情報の保護に関する法律の施行に関する北海道内水面漁場管理委員会規程の制定について

議案第5号 北海道情報公開条例の施行に関する北海道内水面漁場管理委員会規程の一部改正について

議案第6号 委員の辞職について

8 報告事項

- (1) 北海道内水面漁場管理委員会個人情報保護事務取扱要領の一部改正について
- (2) 北海道内水面漁場管理委員会公文書開示事務取扱要綱の一部改正について

9 議事内容

(事務局)

ただ今から、第21期第15回北海道内水面漁場管理委員会を開催いたします。開会にあたり、福土副会長からご挨拶申し上げます。

[副会長挨拶]

(福土副会長)

委員会の開催にあたり一言、ご挨拶申し上げます。

委員の皆様には、何かとお忙しい中、本日の委員会にご出席いただきありがとうございます。また、本日の委員会には、水産林務部漁業管理課をはじめ水産振興課や関係機関の皆様にご臨席いただき厚くお礼申し上げます。委員会の審議につきまして、ご指導ご助言をいただきますようよろしくお願い申し上げます。本日は、野川会長が欠席のため私が代わって務めさせていただきます。微力ではございますが、委員会の皆様のご協力のもと、円滑な運営に努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。さて、本日の委員会でございますが、6つの議案が用意されております。委員の皆様には、慎重なご審議をお願い申し上げ、簡単ではございますが、開催にあたっての挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしくお願い申し上げます。

(事務局)

続きまして、北海道水産林務部を代表しまして、漁業管理課 高橋漁業管理課長からご挨拶をお願いします。

[来賓挨拶]

(高橋課長)

北海道水産林務部水産局 漁業管理課長の高橋です。

北海道内水面漁場管理委員会の開催にあたりまして、一言、ご挨拶申し上げます。福士副会長はじめ、委員の皆様におかれましては、日頃から本道水産行政の推進にあたり、深いご理解と多大なご協力をいただいておりますことに対し、この場をお借りして、厚くお礼申し上げます。令和4年7月から審議を重ねていただいております漁業権の切替に関しましては、本年5月に答申いただいた北海道内水面漁場計画に基づきまして、6月8日から1か月間の申請期間を経て、第8次共同漁業権のすべての漁場の申請が出そろったところでございます。また、漁業権の適切な資源管理に必要とする遊漁規則につきましても併せて認可申請されてきていることから、9月1日の免許に向けて手続を進めるため、先日、漁業法に則り諮問に至ったところです。本日は、これら諮問事項のほか、コイヘルペスウイルスに関する委員会指示や野川会長の委員辞職など、議題が目白押しと伺っていますので適格なご審議のほどよろしく申し上げます。今後も滞りなく、内水面の施策を進めてまいるためにも、引続き皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願いいたしますとともに、皆様のご健勝をご祈念申し上げ、簡単ではありますが、ご挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくようお願いいたします。

(事務局)

高橋課長、ありがとうございました。

この後の進行は、福士副会長をお願いいたします。

〔議事〕

(福士副会長)

それでは、議事を進めていきます。

最初に出席委員の人数報告をいたします。

本日は、委員定数18名中、欠席委員5名で13名の委員に出席していただいておりますので、委員会は成立していることを報告します。

次に、議事録署名委員を指名させていただきます。

本日は、中野委員と渡邊委員にお願いします。よろしく申し上げます。

それでは、早速審議に入ります。

議案第1号の「コイヘルペスウイルス病まん延防止に係る委員会指示について」を上程します。

最初に事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第1号の「コイヘルペスウイルス病まん延防止に係る委員会指示について」ご説明します。右上に「議案第1号」と記載した資料をご覧ください。1ページが委員会指示の

案です。この委員会指示は水産林務部長からの要請に基づき行うもので、昨年からの変更点は年度の時点修正のみとなっております、指示の内容につきまして変更点はありません。指示の内容等についてですが、コイヘルペスウイルス病まん延を防止するため、漁業法第120条第1項及び第171条第4項の規定により、コイの持ち出し、放流等について、次のとおり指示する。

1 指示の内容、

(1) 持出しの禁止、道内の公共用水面及びこれと隣接一体をなす水面において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあるとして知事が定められた水域においては、内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、コイを持ち出してはならない。

(2) 放流の制限、道内の公共用水面等にコイを放流する場合は、放流用のコイが次の全てを満たしていること。ただし、採捕したコイを採捕した公共用水面等に再放流する場合は除く。

ア、コイヘルペス病の発生が確認された水面に生息していたコイでないこと。

イ、コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息し、又は生息していたコイと水を介しての接触がないコイであること。

ウ、PCR検査でコイヘルペスウイルス陰性が確認されたコイ群のコイであること。

(3) 遺棄の禁止、生死を問わず、公共用水面等にコイを遺棄してはならない。

(4) 適用の除外、(1)及び(2)に掲げる事項は、国、地方公共団体又は試験研究機関が試験研究の用に供するコイ及び焼却、埋却等処分するコイには適用しない。

2 指示の期間ですが、令和5年8月1日から令和6年7月31日までです。

資料の2ページが水産林務部長からの要請文です。7月11日付け水振第498号で要請がありました。記書きにあります指示の内容、指示の期間を委員会指示案としております。昨年のコイの持ち出しの承認状況ですが、9月8日付けで塘路漁業協同組合から承認申請があり、9月21日から本年7月31日までの期間中におけるコイの持ち出しについて、塘路湖天然コイ出荷の取扱要領に基づき適切に処理することを条件に承認しております。なお、今年度も委員会指示に基づいてコイの持ち出しの承認申請があった場合の対応につきましては、これまでと同様、会長にご一任いただきますようお願いいたします。事務局からの説明は以上です。

(副会長)

引き続き、委員会指示の要請に至る経緯などについて、水産振興課より説明させていただきます。

〔水産振興課説明〕

(高谷課長補佐)

北海道水産林務部水産振興課の高谷と申します。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、資料に従い説明させていただきます。

まず、議案第1号の資料2ページ目は、北海道から内水面漁場管理委員会に発動要請した文書です。指示の内容については、事務局からの説明のとおりです。資料3ページが、委員会指示の必要性について、その理由を記述しております。まず、1つ目として、根絶証明が不可能であることです。天然水域であるため感染魚を根絶させることは、その規模から言いましても物理的に不可能ということと、現段階の技術では、感染魚が存在しない、若しくは汚染が解消されたと判定することは困難であると考えています。

2つ目は、発症は減少しているものの消滅はしていないという状況です。資料6ページ目を御覧ください。全国でのコイヘルペスウイルス病の発見状況です。平成16年に全国で910件の発症が確認されて以降、減少傾向にあります。令和4年は13件、今年度の発見は、現時点で1件、山形県で発生しています。資料3ページ目に戻っていただきまして、理由の3番目は、KHVキャリア魚が確認されたことです。平成22年に全国で実施された浸潤調査において、KHVの抗体を持つコイが塘路湖で確認されており、環境の悪化等によっては他の魚にも感染させる可能性が否定できないということでございます。こうした状況の中で、理由の4番目として 国からの指導があることです。資料7ページ目からは、国が定めた「コイヘルペスウイルス病防疫指針」です。

9ページの「第4 既発生水域における移動制限措置」として「都道府県において、移動制限を確実に担保することが可能な措置を講じること」が求められております。

以上のことから、引き続き、委員会指示の発動を要請するものです。なお、委員会指示発動要請にあたり、国の今後の防疫指針による移動制限措置に対する考え方について、国に問い合わせをしました。国としては、全国の発生件数は減少傾向にあるが、毎年、継続して発生していること。また、各都道府県が委員会指示で移動制限措置を講じたことで減少していることから、今のところ、防疫指針の見直しを検討する段階にはないと回答されたところです。続きまして、資料4ページ目ですが、こちらは委員会指示が発動された後、速やかに知事が決定する予定としております持ち出しを禁止する水域の範囲です。資料5ページ目の図面の範囲となります。次に、資料14ページ目になりますが、コイヘルペスの発生からこれまでの経過について記載しております。平成16年7月に塘路湖内とアレキナイ川で斃死したコイが発見され、直ちに内水面漁場管理委員会を開催していただき、コイの持ち出しの禁止や再放流の制限について、委員会指示が発動され、その後、毎年、同内容の指示を発動いただいております。指示の内容は、現在と同じ内容です。また、平成16年以降、毎年、塘路湖のコイのPCR検査を行っていますが、これまで陽性反応は出ていません。最後に、資料15ページ目以降は「塘路湖産天然コイ出荷の取扱要領」です。後日、塘路漁協から内水面委員会に申請を行う予定となっております。内容は前年と同様となっておりますので、後ほどお目通しください。なお、今回、委員会指示の発動要請にあたり、7月6日に釧路総合振興局水産課と道総研さけます・内水面水産試験場の職員が塘路漁協の組合長に事前に説明を行い了解いただいております。説明は以上です。

(福土副会長)

ただ今、事務局と水産振興課から委員会指示の内容、委員会指示の発動要請理由などについて説明がありました。ただ今の説明について、質問などがございましたら発言をお願いします。

(大井委員)

コイヘルペスウイルスの根絶は難しいということですが、もう20年位委員会指示を発動しています。他県も毎年、委員会指示を発動しているのでしょうか。

(高谷課長補佐)

他県も毎年、継続して委員会指示を発動しています。

(大井委員)

根絶が難しいのであれば、規制の期間を長くするとかできないのですか。
他県ではやっていないのですか。

(高谷補佐)

他県も毎年、委員会指示を発動しています。

(大井委員)

資料の17ページですが、塘路漁業協同組合ではここ数年、出荷はしているが数量や金額がゼロになっているのはなぜですか。

(宮内主査)

水揚げについては、検査用や自家消費用に使われたため売上げがない状況です。

(大井委員)

持ち出す場合は、内水面漁場管理委員会の承認が必要となっておりますが、検査用ということですか。

(宮内主査)

食用として出荷できるように取扱を定め承認をとっていますが、実績としては無いという状況です。

(福土副会長)

他にご質問などがなければ、議案第1号については、原案のとおり委員会指示を発動するという事で、よろしいですか。

[異議ありません]

(福士副会長)

それでは、そのように決定いたします。

ここで、水産振興課の皆さんは所用により退席します。

本日は、ありがとうございました。

－水産振興課退席－

続きまして、議案第2号の「内水面における共同漁業権の免許申請について（答申）」を上程します。漁業管理課から説明をお願いします。

(小川係長)

議案第2号の共同漁業権免許申請の適格性について説明します。

資料の1枚目は諮問文で、令和5年7月20日付けで北海道知事から北海道内水面漁場管理委員会に諮問しております。次に、議案第2号－1が免許申請を一覧としてまとめたもの、議案第2号－2が適格性の基準や根拠法令、議案第2号－3が北海道内水面漁場計画、議案第2号－4が道の増殖指針となっています。

議案第2号－1 免許申請の一覧表をご覧ください。告示された共同漁業48件の漁場に対して、各1件、計48件、33名から免許申請がありました。申請者はいずれも、現漁業権の実績者等となっております。この申請に対する審議を行っていただきますので、先にその基準について説明します。

資料の議案第2号－2をご覧ください。漁業法第71条第1項第1号から第4号には、知事が免許しない場合について規定されています。また、諮問のあった案件について、委員会が各号のいずれかについて意見を述べようとする時は、同条第5項の規定により、申請者に対して公開による意見聴取を行ったうえで意見を述べることで規定されています。

まず、漁業法第71条第1項第1号は、申請者が第72条に規定する適格性を有する者ではない場合と規定されています。

では、第72条の説明をしますが、議案第2号－2の1枚目は今回関係する部分を抜粋して記載しておりますが、その前段として、2枚目の漁業法抜粋の方に記載がある内容から説明しますので、まずは、2枚目の漁業法抜粋の下段をご覧ください。

第72条第1項の第1号から4号は、漁業権者が自ら漁業を営む区画漁業権など個別漁業権に関する適格性が規定されており、今回は該当しません。

次に3枚目になりますが第72条第2項には、漁業協同組合が管理する共同漁業権及び区画漁業権の団体漁業権に関する適格性について規定されており、第1号は、区画漁業権の類似漁業権の場合の適格性なので、こちらも今回は該当しません。第2号は、共同漁業権及び区画漁業権の新規漁業権の場合の適格性となっており、こちらが今回の審査す

る基準となります。この漁業法抜粋では、海面と内水面の読み替えもあり、解りづらいので1枚目に戻ってもらい、中段の 2 の漁業法第72条第2項第2号における適格性について説明します。適格性の判断については、記載のとおり湖沼と河川で少し異なりますが、組合員のうち関係地区に住所を有し、当該内水面等で1年に30日以上漁業等を営む世帯の割合が2/3以上であれば適格性を有するという判断をすることになります。

第1号の説明は以上です。では次に、上段の 1 の漁業法第71条における知事が免許しない場合に戻り、引き続き、第1項の第2号から説明を続けます。第71条第1項第2号は、知事が告示した北海道内水面漁場計画の内容と異なる申請があった場合、同第3号は、同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至るおそれがある場合、同第4条は、免許を受けようとする漁場の敷地や水面が他人の占有に係る場合で占有者の同意がない場合となっています。これらに該当すると免許しないこととなります。審査の基準についての説明は以上となります。では、議案第2号-1をご覧ください。今回申請のあった、漁場番号毎の免許申請者を説明します。漁場番号、石内共第1号 石狩湾漁業協同組合、一覧表のとおり関係書類は添付されており、北海道内水面漁場計画どおりの申請内容であり、申請者の適格性についても確認しております。

(以下、石内共第2号から上内共第1号まで順に資料に基づき説明)

道の書類審査についてですが、いずれの申請も申請内容に不備がなく、また、申請期間内に到達しており、適切に申請されていることを確認しています。また、申請書類等から、いずれの申請も漁業法第71条第1項の各号の「免許をしない場合」には該当しません。以上で、内水面共同漁業権の免許申請について説明を終わります。

(福士副会長)

ただ今、漁業管理課から48件の漁場計画に対して各1件、計48件の申請があり、漁業法第72条第2項の適格性の基準と、漁業法第71条の免許をしない場合に該当するか否かの基準から、漁業管理課において審査を行い、いずれも適格性を有しており、免許しない場合に該当しない旨、報告がありました。

委員の皆様からご質問、ご意見などがありましたらお願いします。

(松田委員)

審査基準の説明の中で、漁業法第71条第1項第3号に「漁業権の不当な集中に至る恐れ」とありますが、これはどのような状態のことですか。

(小川係長)

今回は、実績者から1件ずつの申請ですので不当な集中には該当しませんが、例えば複数の漁業権に複数の申請があった場合、すべて特定の者に権利が集中してしまうと、漁業生産

の発展等の観点から問題があると考えております。

(福士副会長)

他にご意見等はありませんか。

(ありません。)

(福士副会長)

他にご質問などがなければ、第8次内水面共同漁業権の免許申請者は、全員、漁業法第72条第2項による適格性を有しており、漁業法第71条の免許をしない場合に該当しないと認められるので、免許することは妥当である旨、知事に答申してもよろしいでしょうか。

(異議ありません。)

(福士副会長)

それでは、そのように決定いたします。

次に、議案第3号の「遊漁規則認可申請について」を上程します。

漁業管理課から説明をお願いします。

(小川係長)

議案第3号の遊漁規則認可申請について説明します。資料の1枚目は諮問文で、令和5年7月20日付けで、北海道知事から北海道内水面漁場管理委員会に諮問しております。次に、議案第3号-1ですが、遊漁規則認可申請の主な内容を一覧表としてまとめたもの、議案第3号-2が主な内容の変更箇所を比較した変更のあらましとしてまとめたもの、議案第3号-3が遊漁規則の審査の考え方、議案第3号-4が今年の1月に内水面漁場管理委員会あてに発出した遊漁規則の策定についてです。先ほど、審議いただきましたが第8次共同漁業権の件数は48件でしたが、今回、遊漁規則の認可申請があったのは、このうち23件、複数の漁業権を統合して遊漁規則を策定しているものもありますので、漁業権の件数では29件となっています。免許申請の適格性でも説明しましたが、いずれも現行の漁業権者からの申請です。この23件の認可申請について認可の支障について審議していただきますので、先に審査をする上での考え方について説明します。議案第3号-3をご覧ください。遊漁規則については、漁業法第170条が遊漁規則の条項となっています。第1項は、当該漁場の区域において、組合員以外の者のする遊漁について制限しようとする時は、知事の認可を受けなければならないとなっています。第2項では、遊漁規則に規定する事項として、資料の1)から6)の項目について規則に規定することが示されています。第4項では、認可申請があった時は、内水面漁場管理委員会への意見を聴

くことが定められています。第5項では、認可の基準として、

- 1) 遊漁を不当に制限するものではないこと、
- 2) 遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する額に比べ妥当なものであることと示されています。このほか第7項では認可した際は公表すること、第8項では知事の認可を受けなければ効力が生じないことが定められています。

ここで、第5項の遊漁規則の認可についてですが、

- 1) 遊漁を不当に制限するものではないこととは、水産資源の維持、漁業紛争の防止、組合員の当該漁業に対する生活依存度等を考慮して行う必要最小限の制限にとどまらず、遊漁を実質的に不可能とする制限をしていないかについて審査することとなります。
- 2) 遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する額に比べ妥当なものについては、議案第3号-4になりますが、道では、令和5年1月6日に「遊漁規則の策定について」を発出しており、認可申請者は、最後のページに記載している遊漁料算出式を使って、遊漁料を算出しております。

この遊漁料算出式についてですが、増殖や漁場管理の一部のほか、遊漁に要した経費について遊漁料として遊漁者に負担してもらう算出式となっています。主な経費として、増殖経費、漁場管理費、承認証発行経費、遊漁対策費などが挙げられます。増殖経費は、種苗経費や増殖漁場造成費など。漁場管理費は漁場清掃費や漁場監視・巡回経費など。承認証発行経費は遊漁のための承認証発行の印刷費や販売手数料、遊漁対策費は禁止区域や注意事項などの看板や標柱、広報に関する経費となります。これらの経費のうち、増殖経費や漁場管理費は、組合員と遊漁者の双方が負担する経費ですので、ここでは漁獲比率で負担割合を計算しています。次に、遊漁者のみ負担する経費は、承認証発行経費、遊漁対策費となります。これら経費を遊漁者数で割り返して1人当たりの遊漁料を算出していますが、これが妥当なものかについて審査していただくこととなります。以上で遊漁規則の認可申請における審査の考え方を説明させていただきました。

では、また、議案第3号-1をご覧ください。これは、最初に今回の遊漁規則の主な内容を一覧としてまとめたものと説明しましたが、今回は、全員、実績者からの申請であるため、現行と今回で変更したところを議案第3号-2の遊漁規則変更のあらましを使って説明したいと思います。今回の認可申請者は、繰り返しとなりますが、現行の漁業権者である実績者等であり、また、現遊漁規則の策定から10年が経過しております。この間、消費税の改定、人件費、資材費、水道光熱費の上昇など情勢が大きく変化しておりますので、道から認可申請者には、遊漁料算出する際に用いる経費、漁獲量、遊漁者数については、直近の実績値を基本にしつつ、それぞれの実情や今後10年の見込みも踏まえ遊漁料を設定するよう指導しています。また、遊漁料の算出とあわせ、収支計画の提出も求めており、道では遊漁料収入が、先ほど説明した経費（支出）と同等以下となっていることについても確認していることを申し添えます。それでは、今回の認可申請者の皆さんは実績者等なので、遊漁規則変更内容のあらましを使って変更箇所を説明します。

まずは、石内共第2号、支笏湖漁協、遊漁期間と遊漁料が変更となっています。

遊漁期間は、遊漁時間について実態にあわせた変更です。

遊漁料は、経費や遊漁者数等を直近の実績値に置き換え算出し直した結果を踏まえた変更です。

(以下、後内共第1号から上内共第1号まで順に資料に基づき説明)

変更内容については以上ですが、道としましては、いずれの申請も、遊漁を不当に制限するものではないこと、遊漁料の額が妥当であると考えております。

以上で、遊漁規則の認可申請について説明を終わります。

(福士副会長)

漁業管理課の説明が終わりました。

委員の皆様からご質問、ご意見などがありましたらお願いします。

(大井委員)

参考までに教えてください。消費税を除くもあれば含むもありますが、どちらかに統一できないのでしょうか。

(小川係長)

消費税抜きと込みの両方の組合が存在します。どちらも申請者の判断によるものあり、統一までは考えていません。

(大井委員)

遊漁規則にフナが設定されていますが、マブナ、ヘラブナ、両方ですか。フナを釣る方はあまりいない、ヘラブナを釣る方はいると思いますが、他の魚種も釣ることを含めているという意味なののでしょうか。

(小川係長)

フナということで聞いておりましたが、どの種類かまでは今お答えできません。

(大井委員)

網走漁協の濤沸湖についてですが、漁業権は設定しますが遊漁規則は設けないということですか。

(小川係長)

これまでは、網走漁協で遊漁規則を設定していましたが、遊漁者があまりこないで設定しないということで今回の中には入っていませんが、状況を見ながら検討するとのこと

とです。

(福士副会長)

他にご意見等はございませんか。

(ありません。)

(福士副会長)

他にご質問などがなければ、議案第3号については、申請のあった23件に係る遊漁規則について、諮問のとおり認可することに異議のない旨知事に答申してもよろしいでしょうか。

(異議ありません。)

(福士副会長)

それでは、そのとおり決定し、知事に答申することとします。

続きまして、議案第4号の「北海道内水面漁場管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の廃止及び個人情報の保護に関する法律の施行に関する北海道内水面漁場管理委員会規程の制定について」を上程します。

なお、報告事項の(1)につきましても、本件に関連する事項でありますので、一括して報告を受けることとします。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

右上に議案第4号と記載した資料をご覧ください。

1ページは「北海道内水面漁場管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の廃止について」が、3ページ以降は「個人情報の保護に関する法律の施行に関する北海道内水面漁場管理委員会規程」の制定についての資料となっております。関連しまして、報告事項(1)の「北海道内水面漁場管理委員会個人情報保護事務取扱要領の一部改正について」は、右上に「報告1」と記載した資料によりご説明いたします。始めに、当委員会が定める関係規程については、全て国や北海道の関係法令や規則等を準用することになっております。今回は、北海道の個人情報保護に関する条例が廃止になることから、この条例を基に制定している当内水面委員会の規程を廃止することとし、今後は、国の個人情報の保護に関する法律に基づき新たに制定するものであります。議案第4号と記載した資料の1ページが廃止に係る告示文書で本委員会です承された後、決裁を経て施行されます。この資料の3ページ以降が新たに国の個人情報の保護に関する法律に基づき制定される規程になりますが、これも本委員会です承された後、決裁を経て施行されます。報告事項の(1)、報告1と記載した資料の「北海道内水面漁場管理委員会個人情報保護

事務取扱要綱の一部改正について」は、国の個人情報の保護に関する法律に基づき、新たに制定されました規程に合わせて、要綱の記載の内容が一部改正されるものでありまして、アンダーラインにより改正されたカ所がわかるよう、新旧対象表にして添付してございますので、後ほどお目通し願います。

以上、簡単ではありますが、説明を終わらせていただきます。

(福士副会長)

ただ今、事務局から委員会規程についての説明がありましたが、当員会が定める関係規程については、全て国や北海道の関係法令や規則を準用することになっており、規程の内容は、北海道連合海区などと全て同じ内容になっております。

委員の皆様からご質問、ご意見などがありましたらお願いします。

(ありません。)

(福士副会長)

ご質問などがないようですので、議案第4号及び報告事項の(1)については、原案のとおり決定してもよろしいでしょうか。

(異議ありません。)

(福士副会長)

それでは、そのように決定します。

次に、議案第5号の「北海道情報公開条例の施行に関する北海道内水面漁場管理委員会規程の一部改正について」を上程します。なお、報告事項の(2)につきましても、本件に関連する事項でありますので一括して報告を受けることとします。

事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第5号の「北海道情報公開条例の施行に関する北海道内水面漁場管理委員会規程の一部改正について」を右上に議案第5号と記載した資料により、また、関連しまして報告事項(2)の「北海道内水面漁場管理委員会公文書開示事務取扱要綱」の一部改正については「報告2」と記載した資料により、ご説明いたします。この度、北海道情報公開条例とともに道の関係規則が改正されましたことから、当内水面委員会の規程を改正することとし、併せて、この規程に基づき定めております「事務取扱要綱」も改正するというものであります。具体的には、議案第5号と記載した資料の新旧対照表の中段にありますとおり北海道情報公開・個人情報保護審査会への報告という項目が新設されたことなどが主な改正点であります。報告事項(2)、報告2と記載した資料の「事務取扱要綱」は、取扱に配慮すべき個人情報の明確化を図るため、関係条項の追加や修正による一部改

正を行うものであります。また、資料につきましては、修正箇所がわかるよう、アンダーラインを引いた新旧対照表にしてございますので、後ほど、お目通し願います。

以上、簡単ではありますが、説明を終わらせていただきます。

(福士副会長)

ただ今、事務局から委員会規程についての説明がありましたが、これらの規程についても、全て国や北海道の関係法令や規則を準用することになっており、規程の内容は、北海道連合海区などと全て同じ内容になっております。

委員の皆様からご質問、ご意見などがありましたらお願いします。

(ありません。)

(福士副会長)

ご質問などがないようですので、議案第5号及び報告事項の(2)については、原案のとおり決定してもよろしいでしょうか。

(異議ありません。)

(福士副会長)

それでは、そのように決定します。

次に、議案第6号の「委員の辞職について」を上程します。

事務局より説明をお願いします。

(事務局)

右上に議案第6号と記載した資料をご覧ください。

令和5年7月3日付けで、野川会長から北海道知事あてに、一身上の都合により委員を辞任したい旨の届出がありました。一身上の都合について確認させていただいたところ、体調不良のため辞任したいとのこととあります。裏面の2ページをご覧ください。漁業法第141条「委員は、正当な事由があるときは、都道府県知事及び海区漁業調整委員会の同意を得て辞任することができる。」とされております。この規定は、公務遂行義務があり、委員会の運営に支障が生じるなど影響もありますので、本人の意思表示だけでは辞任とならず、知事及び委員会の同意が必要であるという趣旨であります。なお、本人の意思や事情による辞任を不可能にするというものではありません。説明は、以上でございます。辞任について、委員会の同意の可否についてご審議願います。

(福士副会長)

事務局の説明が終わりました。

ご意見、ご質問などはございませんか。

(ありません)

(福士副会長)

ご意見などがないようですので、野川会長の辞任について、当委員会として同意するというので、ご異議ございませんか。

(異議ありません)

(福士副会長)

それでは、議案第6号は、そのように決定します。

ただ今、野川会長の辞任の同意が決定されたことから、委員辞任の手続きは、今後、知事の同意手続きにより完了することとなります。

また、委員の互選で選出することになっている会長職については、ただ今の決定により空席となりましたので、この場で、野川会長の後任の会長を選出することについて提案したいと思います。皆さん、よろしいでしょうか。

(はい。)

(福士副会長)

それでは、皆さんのご賛同を得ましたので、議案第7号として「会長の選出について」を提案いたします。

なお、会長の選出にあたっては、委員が互選することになっており、全ての委員が関わることとなります。このため、私も互選に参加することになりますので、仮議長を立て議事を進めたいと思います。

つきましては、高橋漁業管理課長に仮議長になっていただきたいと考えておりますが、このように取り進めてもよろしいでしょうか。

(異議ありません。)

(福士副会長)

それでは、高橋課長、よろしく願います。

(高橋課長)

漁業管理課長の高橋です。副会長からもお話がありましたが、会長の選出には全ての委員が関係することになるので、第1回の委員会と同様、会長が選出されるまでの間、仮議長を務めさせていただきます。どうぞよろしく願います。

それでは、会長の選出について、事務局から説明してください。

(事務局)

会長の選出についてご説明いたします。

会長に関する事項についてですが、漁業法第137条第2項の規定に基づき、海漁業調整委員会に会長を置き、会長は、委員が互選することになっており、漁業法第173条の規定により、内水面漁場管理委員会は、海区漁業調整委員会の規定を準用することになっております。

今回は、会長を選出するものでありますが、仮に現在の副会長が会長に選出された場合、副会長が不在となってしまいますため、副会長の選出も併せて実施することになりますので、予めお願い申し上げます。

(高橋課長)

ただ今、事務局から説明がありましたが、関係法令に基づき、会長を互選する必要があります。選出方法などについて、どのように取り計らうのかお諮りします。

(佐々木委員)

西網走漁業協同組合の常務をしております佐々木です。本道の内水面漁業に携わる組合として会長の選任について、一言述べさせていただきます。本道の内水面委員会は、管轄範囲が全道一円と非常に広く、地域ごとに漁業や遊漁など多くの漁業調整等の課題があり、それらの解決が必要となっております。また、会長、副会長には、内水面漁業や内水面に関する知識や技術など、広い知見を持つ人を選ぶことが必要ではないかと考えます。更に地域の様々な意見の調整は、公平中立な立場で進める必要があることから、内水面委員を総理する会長は、学識経験委員から選出すべきだと考えます。選出方法は推薦方式とするのが良いと考えます。以上です。

(高橋課長)

ただ今、佐々木委員から会長の選出方法は、学識経験委員から選出するべき、選出方法は推薦方式としてはいかがとのご意見がございました。他にご意見等はございませんでしょうか。

(小川委員)

学識経験委員の中から会長、漁業者代表委員の中から副会長ということでこれまでの慣例だと思いますので、これでよろしいかと思っております。選出方法も推薦ということでもよろしいかと思っております。

(高橋課長)

他にご意見等はございませんか。

(ありません。)

(高橋課長)

他にご意見がなければ、選出方法につきましては、学識経験委員の中から推薦方式とすることで、ご異議ございませんか。

(ありません。)

(高橋課長)

それでは、どなたか適任者を推薦してください。

(佐々木委員)

会長には、漁業権切替小委員会の委員長を務められた学識経験委員の杉若委員が適任だと考えます。元函館水産試験場長とか、さけます・内水面水産試験場の勤務経験もあり、様々な漁業調整を経験しておられますので、適任と考えまして杉若委員を会長に推薦したいと思います。

(古谷委員)

私も同じ意見です。

(高橋課長)

ただ今、会長に学識経験委員の杉若委員のご推薦がございました。
他に、ご意見などはございませんか。

(ありません。)

(高橋課長)

他にご意見などがなければ、お諮りしたいと思います。
議案第7号につきましては、杉若委員を会長に選出することで、ご異議ございませんでしょうか。

(異議ありません。)

(高橋課長)

異議なしとのことでございますので、拍手をもってご承認をお願いします。

(拍手)

(高橋課長)

ありがとうございます。

野川会長の後任の会長は、杉若委員に決定いたしました。

以上で、私に与えられた任務は終了いたしました。

この後は杉若会長と交代したいと思います。杉若会長は、議長席にご移動願います

(事務局)

ここで、会長に選出されました杉若委員からご挨拶をお願いしたいと思います。

－ 杉若会長あいさつ（略） －

(事務局)

この後は「その他」となります。杉若会長に進行をお願いいたします。

(杉若会長)

本日、予定していた議事は、これですべて終了となりますが、委員の皆様から何かございますでしょうか。

(大井委員)

聞き漏らしたかも知れませんが、議案第2号の資料にあります増殖指針について説明はありましたか。前にもらった資料と同じ内容なのですか。

(小川係長)

資料の議案第2号の4は、道の増殖指針となっています。今回、免許申請の中で、第五種共同漁業権の魚種については、道の増殖指針以上の増殖計画であることとあり、その説明のために資料を添付したものでございます。

(杉若会長)

増殖指針について、河川環境の改善、魚のそ上、降下といったことも指針に入れてはどうかとの意見が前に出ておりました。この件に関しては委員会の中で議論していければと思っております。

その他に何かございますか。

(ありません。)

(杉若会長)

それでは、以上を持ちまして、本日の委員会は終了いたします。
長時間、ご苦勞様でした。